

群馬大学共同教育学部リカレント教育センター運営会議規程

令和8.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学共同教育学部リカレント教育センター（以下「センター」という。）規程第7条第2項の規定に基づき、群馬大学共同教育学部リカレント教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの予算に関すること。
- (3) その他センターの重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各部門長
- (4) その他センター長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条の構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

第5条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 運営会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8条 運営会議の事務は、共同教育学部事務局において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。